

2019年度第6回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 2019年9月11日（水） 13時58分～14時15分

場 所： 2号館 2-0221 会議室

構成員数： 4名（定足数2名）

出席者： 3名（定足数充足）

欠席者： 1名

議長： 植村栄治（法務研究科長）

議 案：

議案1. 大東文化大学大学院法務研究科学習指導員規程の改正（案）について

議長より資料に基づき、大東文化大学大学院法務研究科学習指導員規程の改正（案）について以下の通り説明が為された。

2019年度をもって退職、学部への移籍により法務研究科に所属する教員は存在しなくなる。他方で、「大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）における廃止に至るまでの管理運営体制整備に関する規則」において、法務研修生の受入れ期限を、法務研究科を最後に修了する者が司法試験を受験できる最終年度の5月末日までとしている。また、同規則第4条において教授会の存置期限を法務研究科の在学生在が全員修了するまでとしているが、同第11条（臨機の処置）において、教授会存置期限後については、法務研究科に所属していた学部教員による合議によりこれを処理するとしている。これを敷衍し、法務研究科学習指導員（以下「学習指導員」という。）に指示を行う者を研究科長から「法務研究科に所属していた学部教員による合議」に、学習指導員の資格・適性審査に係る教授会が担ってきた役割について、教授会に代わり「法務研究科に所属していた学部教員による合議」に改正し、法務研修生受入れ期限まで学習指導員制度を維持するための規則上の整合性を図ることを目的とする。

審議の結果、教授会は大東文化大学大学院法務研究科学習指導員規程の改正（案）について、これを承認した。

報告承認事項：

1. 教員の兼職について

議長より、教員の兼職について報告が為された。教授会はこれを承認した。

2. 2019年度前期成績の確定について

議長の指名により、教務委員会委員長より、2019年度前期成績の確定について発表後異議申し立てが為されなかったことにより成績は確定した旨の報告が為された。教授会はこれを承認した。

報告事項：

1. 2019年度司法試験の結果について

議長より、資料に基づき、今年度の合格者の報告が為された。

2. 夏季セミナーについて

議長の指名により、学生委員会委員長より、今年度も合格者が出たことにより合格体験談をもって

する夏季セミナーを開催するが、8月の教授会で確認した通り、当初予定していた9/14（土）ではなく、合格者の参加可能な日程でかつ十分な事前広報期間が設けられる日程を設定したい旨報告が為された。

3. 2020年度法務研究科学年暦(案)の準備について

議長より、資料に基づき、在學生は1名の後期履修科目修得をもって他の修了単位を充足した4名と併せ5名全員が修了となるが、現時点では当該履修者の修了は不確定であるため、2020年度学年暦を準備しておく必要がある、11月の教授会の審議事項で学年暦(案)を諮るため、予め本案を確認願いたい旨の報告が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時15分閉会を宣した。

以上